

指定訪問介護及び日常生活支援総合事業第一号訪問事業

重要事項説明書

令和 7年 4月 1現在

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、また要支援状態にある方に対し、日常生活上の支援を行うことにより、自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定訪問介護又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業を提供することを目的とします。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業所の概要

(1) 概要

事業所名	あおぞらの里 小文字ヘルパーステーション		
指定番号	4070400991		
所在地	福岡県北九州市小倉北区大島一丁目7番20号		
管理者の氏名	火山 勉	職種	介護福祉士
電話番号	093-541-3111		
FAX番号	093-533-2471		
サービスを提供する地域	北九州市		
営業日	月曜日から土曜日までとする		
営業時間	午前8時30分～午後5時 (営業時間外についてはご相談に応じます。)		
訪問介護サービス対応日	営業日と同じ。但し、日曜日、年末年始(12月30日～1月3日)については利用者、家族、介護支援専門員との相談によりサービスが必要な場合は適宜訪問介護又は第一号訪問事業を実施します。		
訪問介護サービス対応時間	午前8時30分～午後5時 (営業時間外についてはご相談に応じます。)		

(2) 事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	介護福祉士	1名	—	1名	従業者及び業務管理
サービス提供責任者	介護福祉士	2名	1名	3名	サービス内容の管理
	1級ヘルパー	1名	0名	1名	
訪問介護員	介護福祉士	2名	3名	5名	訪問介護
	1級ヘルパー	1名	0名	1名	
	2級ヘルパー	0名	5名	5名	

3. サービスの内容

- ① 身体介護(食事介助・入浴介助・排泄介助・清拭・通院介助)
- ② 生活援助(買物・調理・掃除・洗濯・薬取り)
- ③ 身体・生活(身体介護の後に引き続き生活援助を行う)
- ④ 第一号訪問事業
- ⑤ その他 介護相談等

4. 利用料金

別紙1・2・3参照

5. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 訪問介護員は、介護福祉士、ホームヘルパー1・2級、介護職員初任者研修課程修了の資格を有しており、必ず身分証を携帯しています。利用者様またはご家族から求められたときはこれを提示いたします。
- ② 訪問介護員は、医療行為や年金等の金銭の取り扱いはいたしません。
(生活援助として行う買い物等に伴う少額の取り扱いは可能です。)
- ③ 訪問介護員は、介護保険制度上、利用者様の介護や家事の援助等を行うこととされています。ご家族の食事の準備などの業務については介護保険外のサービスとなりますので、ご了承ください。
- ④ 訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。
- ⑤ 利用者様の都合により訪問介護員の派遣を中止したい場合は、前日の営業時間内に事業所へご連絡ください。サービス時間内でのご不在、外出等のご遠慮下さい。
- ⑥ 非常災害等により訪問介護員の派遣が困難となる場合もございますので、ご了承ください。その際には、速やかに利用者様にご連絡いたします。
- ⑦ 訪問介護員は、介護保険制度上、利用者様がご在宅中に限りサービスを行うことができます。ご家族の方がご在宅であっても利用者様がご不在の場合、サービスを行うことはできません。
- ⑧ サービス提供記録等の複写物を希望される場合は費用(1 ページ 20 円)を請求いたします。

6. 秘密保持についての対応

当事業所及び職員は、業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

7. 利用者の尊厳

利用者様の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

8. 身体拘束の廃止

どのような状況下でも、利用者様の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

9. 相談窓口・苦情対応

* サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 事 業 所 ご 利 用 相 談 室	窓口担当者：火山 勉（介護福祉士） ご利用時間：月～土曜日 午前8時30分～午後5時 電話：093-541-3111 FAX：093-533-2471
(株) シ ダ ー 本 社 総 務 部	所在地：北九州市小倉北区足立二丁目1番1号 ご利用時間：月～土曜日 午前8時30分～午後5時 電話：093-932-7005 FAX：093-932-7015

* 公的機関においても、苦情申し出ができます。

北九州市 保健福祉局 地域福祉部 介護保険課	所在地：北九州市小倉北区城内1番1号 電話：093-582-2771 FAX：093-582-5033 対応時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く)
小倉北区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)	所在地：北九州市小倉北区大手町1番1号 電話：093-582-3433 FAX：093-562-1382 対応時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く)

小倉南区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)	所在地：北九州市小倉南区若園五丁目1番2号 電話：093-951-4127 FAX：093-923-0520 対応時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く)
門司区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)	所在地：北九州市門司区清滝一丁目1番1号 電話：093-331-1894 FAX：093-321-4802 対応時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く)
八幡東区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)	所在地：北九州市八幡東区中央一丁目1番1号 電話：093-671-6885 FAX：093-662-2781 対応時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く)
八幡西区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)	所在地：北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号 電話：093-642-1446 FAX：093-642-2941 対応時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く)
戸畑区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)	所在地：北九州市戸畑区千防一丁目1番1号 電話：093-871-4527 FAX：093-881-5353 対応時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く)
若松区役所 保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー (介護保険担当)	所在地：北九州市若松区浜町一丁目1番1号 電話：093-761-4046 FAX：093-751-2344 対応時間：午前8時30分～午後5時15分 (土日祝日、年末年始を除く)
福岡県国民健康保険団体 連合会 事業部介護保険課 介護サービス相談窓口	所在地：福岡市博多区吉塚本町13番47号 電話：092-642-7859 FAX：092-642-7856 対応時間：午前9時00分～午後5時 (土日祝日、年末年始を除く)

※上記以外の公的機関においても申し出が行えます。(別紙4参照)

10. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者様の病状が急変した場合などに、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

11. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、市町村、御家族、居宅介護支援事業者等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際して採った処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

12. 虐待防止のための対応

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができる)の定期的な開催及びその結果の訪問介護員等に対する周知徹底
- ② 事業所における虐待の防止のための指針の整備
- ③ 訪問介護員等に対する虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

1 3. 第三者評価の実施状況

実施の有無	なし	実施日（直近）	—
評価機関の名称	—	評価結果の開示	—

1 4. 損害賠償責任保険

保 険 会 社	損害保険ジャパン株式会社
保 険 内 容	損害賠償保険

*但し、損害賠償保険の支払いは、事業者が故意又は過失が存在する場合に限られます。また、損害賠償保険金が支払われる場合であっても、利用者様に過失が認められる場合には、賠償金額が減額されることになります。

令和 年 月 日

訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業の開始にあたり、利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し交付しました。

〈事業者〉

所 在 地 福岡県北九州市小倉北区大島一丁目7番20号

事 業 所 名 あおぞらの里 小文字ヘルパーステーション
(指定番号 4070400991)

管 理 者 名 火 山 勉

説 明 者

令和 年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から訪問介護サービス又は介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業について重要事項の説明を受け同意しました。

〈利用者〉

住 所

氏 名

〈利用者代理人（選任した場合）〉

住 所

氏 名 (続柄)

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙1
地域区分：7級地

- 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,491	250	3,114	312	3,736	374
20分以上45分未満	3,154	316	3,941	395	4,737	474
45分以上70分未満	3,818	382	4,778	478	5,727	573
70分以上	4,482	449	5,605	561	6,728	673
30分以上1時間未満	3,951	396	4,941	495	5,932	594
20分以上45分未満	4,614	462	5,768	577	6,922	693
45分以上70分未満	5,278	528	6,595	660	7,922	793
70分以上	5,942	595	7,432	744	8,913	892
1時間以上1時間30分未満	5,789	579	7,238	724	8,688	869
20分以上45分未満	6,452	646	8,065	807	9,679	968
45分以上70分未満	7,116	712	8,892	890	10,679	1,068
1時間30分以上2時間未満	6,626	663	8,280	828	9,944	995
20分以上45分未満	7,289	729	9,117	912	10,934	1,094

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,827	183	2,287	229	2,746	275
45分以上	2,246	225	2,807	281	3,369	337

- 2 要支援1・2に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は1ヵ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型独自サービス (予防給付型)		(市) 訪問型サービス (生活支援型)	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	12,006	1,201	9,403	941
1週に2回程度の場合	23,983	2,399	18,786	1,879
上記以上の場合（要支援2のみ）	38,052	3,806	28,200	2,820

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,042	205
緊急時訪問介護加算	1,021	103
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費(Ⅰ)(Ⅱ)の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙2
地域区分：7級地

- 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,491	499	3,114	623	3,736	748
20分以上45分未満	3,154	631	3,941	789	4,737	948
45分以上70分未満	3,818	764	4,778	956	5,727	1,146
70分以上	4,482	897	5,605	1,121	6,728	1,346
30分以上1時間未満	3,951	791	4,941	989	5,932	1,187
20分以上45分未満	4,614	923	5,768	1,154	6,922	1,385
45分以上70分未満	5,278	1,056	6,595	1,319	7,922	1,585
70分以上	5,942	1,189	7,432	1,487	8,913	1,783
1時間以上1時間30分未満	5,789	1,158	7,238	1,448	8,688	1,738
20分以上45分未満	6,452	1,291	8,065	1,613	9,679	1,936
45分以上70分未満	7,116	1,424	8,892	1,779	10,679	2,136
1時間30分以上2時間未満	6,626	1,326	8,280	1,656	9,944	1,989
20分以上45分未満	7,289	1,458	9,117	1,824	10,934	2,187

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,827	366	2,287	458	2,746	550
45分以上	2,246	450	2,807	562	3,369	674

- 2 要支援1・2に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は1ヵ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型独自サービス (予防給付型)		(市) 訪問型サービス (生活支援型)	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	12,006	2,402	9,403	1,881
1週に2回程度の場合	23,983	4,797	18,786	3,758
上記以上の場合（要支援2のみ）	38,052	7,611	28,200	5,640

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,042	409
緊急時訪問介護加算	1,021	205
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費(Ⅰ)の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

指定訪問介護、第一号訪問事業利用料金表

別紙3
地域区分：7級地

- 1 要介護1～5に認定を受けた利用者（指定訪問介護）
利用料金は1回ごとに算定され、以下のとおりです。

(1) 身体介護が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
身体介護	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
引き続き行う生活援助						
20分以上30分未満	2,491	748	3,114	935	3,736	1,121
20分以上45分未満	3,154	947	3,941	1,183	4,737	1,422
45分以上70分未満	3,818	1,146	4,778	1,434	5,727	1,719
70分以上	4,482	1,345	5,605	1,682	6,728	2,019
30分以上1時間未満	3,951	1,186	4,941	1,483	5,932	1,780
20分以上45分未満	4,614	1,385	5,768	1,731	6,922	2,077
45分以上70分未満	5,278	1,584	6,595	1,979	7,922	2,377
70分以上	5,942	1,783	7,432	2,230	8,913	2,674
1時間以上1時間30分未満	5,789	1,737	7,238	2,172	8,688	2,607
20分以上45分未満	6,452	1,936	8,065	2,420	9,679	2,904
45分以上70分未満	7,116	2,135	8,892	2,668	10,679	3,204
1時間30分以上2時間未満	6,626	1,988	8,280	2,484	9,944	2,984
20分以上45分未満	7,289	2,187	9,117	2,736	10,934	3,281

(2) 生活援助が中心のとき

単位：円

	通常		夜間及び早朝		深夜	
	8:00～18:00		6:00～8:00 18:00～22:00		22:00～6:00	
生活援助	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
20分以上45分未満	1,827	549	2,287	687	2,746	824
45分以上	2,246	674	2,807	843	3,369	1,011

- 2 要支援1・2に認定を受けた利用者（第一号訪問事業）
利用料金は1ヵ月ごとに算定され、以下のとおりです。

単位：円

	訪問型独自サービス (予防給付型)		(市) 訪問型サービス (生活支援型)	
	利用 料金	うち 利用者 負担額	利用 料金	うち 利用者 負担額
1週に1回程度の場合	12,006	3,602	9,403	2,821
1週に2回程度の場合	23,983	7,195	18,786	5,636
上記以上の場合（要支援2のみ）	38,052	11,416	28,200	8,460

- 3 その他の加算については以下のとおりです。

単位：円

	利用 料金	うち 利用者 負担額
初回加算	2,042	613
緊急時訪問介護加算	1,021	307
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	合計単位数の24.5%	
特定事業所加算（Ⅱ）	訪問介護費(Ⅰ)(Ⅱ)の10.0%	

- 4 指定訪問介護、第一号訪問事業以外の利用料については以下のとおりです。

サービス提供記録等の複写物に係る費用	1ページにつき 20円（税込）
--------------------	-----------------

北九州市 地域包括支援センター 窓口一覧

別紙4

区	名称	設置場所	市民専用フリー ダイヤル番号	電話番号	担当地域のめやす
		(所在地)			(小学校区)
門司区	門司1	松ヶ江出張所	0120-049233	093-481-1028	大積、白野江、柄杓田、松ヶ江北、松ヶ江南
		(吉志新町2-1-1)			
	門司2	門司区役所	0120-283233	093-331-2041	小森江東、田野浦、港が丘、門司海青、門司中央
		(清滝1-1-1)			
	門司3	大里出張所	0120-329233	093-391-2017	小森江西、大里東、大里南、大里柳、西門司、萩ヶ丘、藤松
		(大里原町12-12)			
小倉北区	小倉北1	小倉北区役所	0120-079033	093-562-2515	足原、霧丘(小倉南区を除く)、桜丘、寿山、富野
		(大手町1-1)			
	小倉北2	小倉北区役所	0120-127033	093-562-2516	藍島、足立、貴船、小倉中央、三郎丸、中島、城野(小倉南区を除く)
		(大手町1-1)			
	小倉北3	小倉北区役所 東棟5階	0120-259033	093-591-3014	到津、井堀、中井、西小倉、日明、高見(八幡東区を除く)
		(大手町1-1)			
	小倉北4	小倉北区役所	0120-853033	093-591-3015	泉台、今町、清水、南丘(小倉南区を除く)、南小倉
		(大手町1-1)			
小倉南区	小倉南1	曾根出張所	0120-349433	093-475-7392	朽網、曾根、曾根東、田原、貫、東朽網
		(下曾根4-22-1)			
	小倉南2	小倉南区役所	0120-794433	093-923-7039	葛原、高蔵、沼、湯川、吉田
		(若園5-1-2)			
	小倉南3	小倉南区役所 1階	0120-803433	093-952-5128	北方、城野(小倉北区を除く)、横代、若園、霧丘(小倉北区を除く)
		(若園5-1-2)			
	小倉南4	小倉南区役所	0120-086533	093-923-7052	企救丘、広徳、志井、徳力、長尾、守恒、南丘(小倉北区を除く)
		(若園5-1-2)			
	小倉南5	両谷出張所	0120-189533	093-451-3109	市丸、合馬、長行、新道寺、すがお
		(徳吉西3-7-1)			
若松	若松1	若松区役所	0120-192133	093-751-5281	赤崎、小石、修多羅、深町、藤木、古前、若松中央
	若松2	島郷出張所	0120-259133	093-701-1035	青葉、江川、鴨生田、高須、花房、二島、ひびきの(八幡西区を除く)
八幡東	八幡東1	八幡東区役所	0120-719133	093-663-3305	祝町、枝光、高槻、高見(小倉北区を除く)、槻田、ひびきが丘
	八幡東2	八幡東区役所 本館1階			
八幡西	八幡西1	折尾出張所	0120-379733	093-601-5402	赤坂、浅川、医生丘、折尾東、本城、光貞、ひびきの(若松区を除く)
		(光明1-9-22)			
	八幡西2	八幡西区役所	0120-512733	093-644-7623	永犬丸、永犬丸西、折尾西、則松、八枝
		(黒崎3-15-3コムシティ内)			
	八幡西3	八幡西区役所	0120-618733	093-621-5032	青山、穴生、熊西、竹末、萩原、引野
		(黒崎3-15-3コムシティ内)			
	八幡西4	八幡西区役所	0120-729733	093-621-5053	黒畑、黒崎中央、筒井、鳴水、花尾(八幡東区を除く)
		(黒崎3-15-3コムシティ内)			
	八幡西5	上津役出張所	0120-059833	093-611-5063	大原、上津役、塔野、中尾、八児
		(下上津役4-8-1)			
	八幡西6	八幡南出張所	0120-139833	093-617-2752	池田、香月、楠橋、木屋瀬、千代、星ヶ丘
		(茶屋の原1-6-1)			
戸畑	戸畑1	戸畑区役所	0120-209833	093-861-2166	あやめが丘、戸畑中央、中原
	戸畑2	戸畑区役所			
		(千防1-1-1)	0120-199533	093-861-2165	一枝、大谷、鞘ヶ谷、天籟寺、牧山

北九州市 介護予防ケアマネルーム 窓口一覧

区	名称		電話番号	FAX
	郵便番号	(所在地)		
門司区	門司区介護予防ケアマネルーム		093-322-1105	093-332-3250
	801-8510	(清滝1-1-1)		
小倉北区	小倉北区介護予防ケアマネルーム		093-562-8761	093-562-2151
	803-8510	(大手町1-1-1)		
小倉南区	小倉南区介護予防ケアマネルーム		093-923-7002	093-921-1206
	802-8510	(若園5-1-2)		
若松区	若松区介護予防ケアマネルーム		093-752-0211	093-751-0044
	808-8510	(浜町1-1-1)		
八幡東区	八幡東区介護予防ケアマネルーム		093-663-1013	093-662-2781
	805-8510	(中央1-1-1)		
八幡西区	八幡西区介護予防ケアマネルーム		093-644-3563	093-644-7612
	806-8510	(黒崎3-15-3)		
戸畑区	戸畑区介護予防ケアマネルーム		093-873-3358	093-881-5353
	804-8510	(新池1-1-1)		

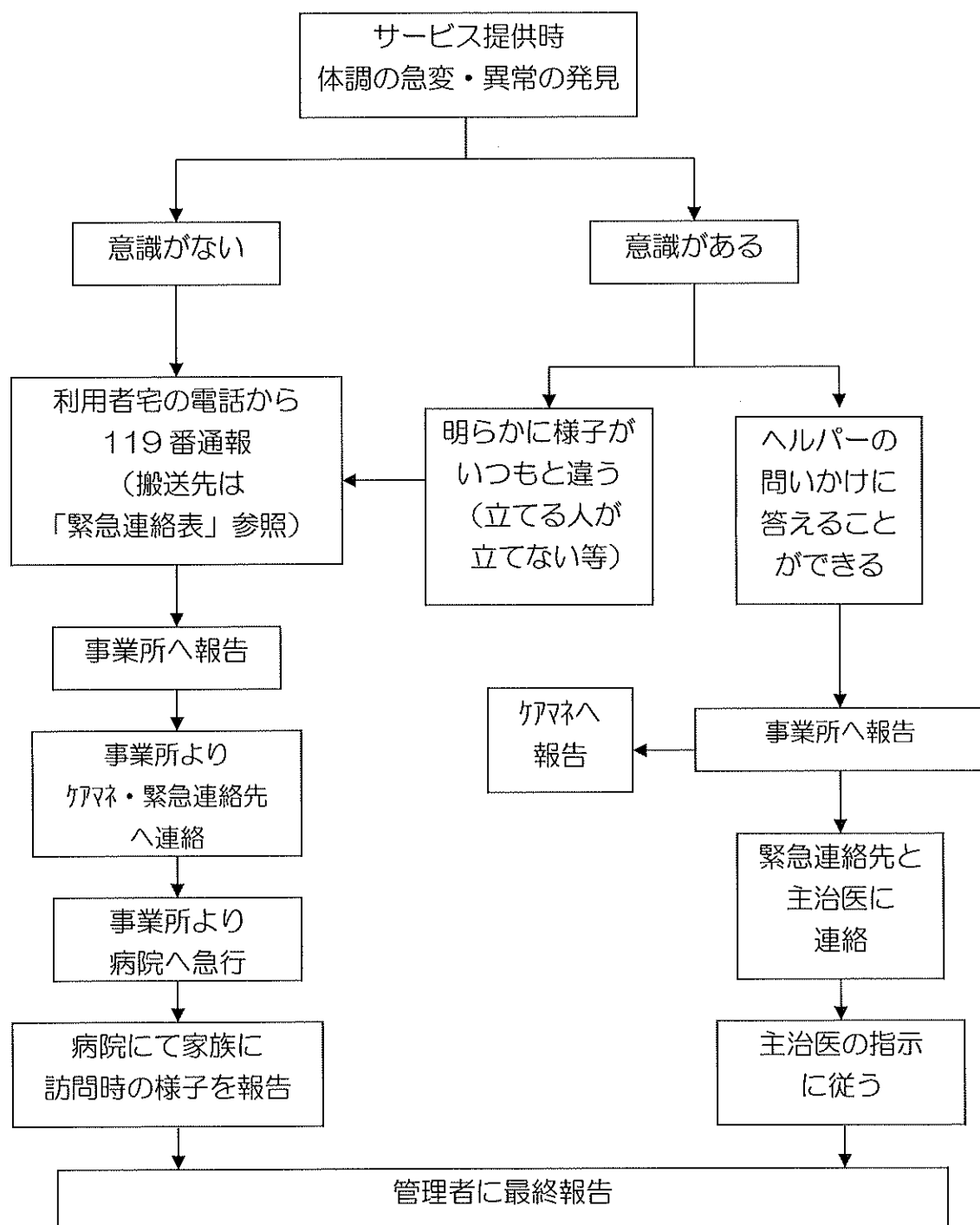
※対応時間 月曜日～金曜日(祝・休日・年末年始を除く)午前9時～午後5時

緊急時の対応

あおぞらの里 小文字ヘルパーステーション

093-541-3111

月曜日～土曜日：8:30～17:00



※事業所では、管理者・サービス提供者が対応を行う